

付 錄

産業省

昭和55年工業統計調査票		甲	
(事業者30人以上の事業所用)			
1 営業所の名稱及び所在地 電話( )			
○市区町村番号	○工業調査事業者番号	○基本調査区番号	
6 5 4 3			
1 他の事業所の名稱及び所在地 電話( )			
都道府県	市町区部	丁目番地	番号
2 本社又は本店の名稱及び所在地 電話( )	同上	同上	同上
3 他の事業所の名稱及び所在地 電話( )	同上	同上	同上
4 事業所名	組合	5 資本金額又は出資金額	額
5 事業所所在地	組織	(会社に限る)※	千円単位
6 他事業所の有無	組織	昭和55年未だなまづく 又は出資金額を記入してください。	万円
7 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減	組織	千円単位	万円
8 敷地面積及び建築面積	組織	千円単位	万円
9 工業用水使用量	組織	千円単位	万円
10 加工費及び修理料収入額	組織	千円単位	万円
11 現金給与総額	組織	千円単位	万円
12 原材料及び燃料使用額	組織	千円単位	万円
13 原材料及び燃料在庫額並びに半製品及び仕掛品額	組織	千円単位	万円
14 電力使用額	組織	千円単位	万円
15 委託生産費	組織	千円単位	万円
16 主要原材料名	組織	千円単位	万円
17 作業工程	組織	千円単位	万円
18 主要製品名	組織	千円単位	万円
19 製造品並びにくず及び廃物出荷額	組織	千円単位	万円
20 製造品在庫額	組織	千円単位	万円
21 国内消費税額	組織	千円単位	万円
22 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減	組織	千円単位	万円
23 敷地面積及び建築面積	組織	千円単位	万円
24 工業用水使用量	組織	千円単位	万円
25 (調査票の様式)	組織	千円単位	万円
26 第7条 甲調査、乙調査及び丙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による調査票甲、乙及び丙(以下「調査票」と総称する。)によって行う。	組織	千円単位	万円
27 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。	組織	千円単位	万円
28 (申告義務)	組織	千円単位	万円
29 第8条 第4条に規定する事業所の管理責任者(以下「申告義務者」という。)は、第5条の区分に従い、前条の調査票に掲げる事項について申告しなければならない。	組織	千円単位	万円
30 (準備調査)	組織	千円単位	万円
31 市町村長(東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。)は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って統計調査員に準備調査を行わせ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)3部を市町村長の定める日までに作成せなければならぬ。	組織	千円単位	万円
32 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。	組織	千円単位	万円
33 (調査の方法)	組織	千円単位	万円
34 第10条 工業調査は、統計調査員が申告義務者に配布する調査票によつて行う。	組織	千円単位	万円
35 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。	組織	千円単位	万円
36 (調査票等の提出)	組織	千円単位	万円
37 第12条 申告義務者は、調査票1部に所定の事項を記入し、記名押印してこれを市町村長の定める日までにその事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。	組織	千円単位	万円
38 (本規則は、昭和55年工業統計調査に適用されたものであり、現行の規則とは異なる。)	組織	千円単位	万円

55

55

工業統計調査規則  
(省令の目的)  
昭和26年12月28日通商産業省令第81号  
最終改正昭和55年9月2日通商産業省令第32号

第1条 工業統計調査(指定統計第10号。以下「工業調査」という。)の施行は、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)  
第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(調査の期日)  
第3条 工業調査は、毎年12月31日現在によって行う。

(調査の範囲)  
第4条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和26年政令第127号)第2条の規定に基づく日本標準産業分類(昭和26年統計委員会告示第6号)に掲げる大分類F一製造業に属する事業所について行う。ただし、国及び公共企業体に属する事業所を除く。

(調査の種類)  
第5条 工業調査は、甲調査、乙調査及び丙調査とする。

2 甲調査は、前条の調査の範囲のうち従業者30人以上のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。

3 乙調査は、前条の調査の範囲のうち従業者29人以下のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。

4 丙調査は、前条の調査の範囲のうち本社又は本店と異なる場所に事業所1以上を有する企業の本社又は本店であるものについて行う。

(調査事項)  
第6条 工業調査は、次に掲げる事項について行う。

1 事業所名  
2 事業所所在地  
3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資額

4 本社又は本店所在地  
5 事業内容  
6 他事業所の有無  
7 経営組織  
8 従業者数  
9 常用労働者毎月末現在数合計

10 現金給与総額  
11 原材料及び燃料使用額

12 原材料及び燃料在庫額並びに半製品及び仕掛品額

13 電力使用額  
14 委託生産費

15 主要原材料名  
16 作業工程

17 主要製品名  
18 製造品並びにくず及び廃物出荷額

19 製造品在庫額

20 加工費及び修理料収入額

21 国内消費税額

22 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減

23 敷地面積及び建築面積

24 工業用水使用量

(調査票の様式)

第7条 甲調査、乙調査及び丙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による調査票甲、乙及び丙(以下「調査票」と総称する。)によって行う。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(申告義務)  
第8条 第4条に規定する事業所の管理責任者(以下「申告義務者」という。)は、第5条の区分に従い、前条の調査票に掲げる事項について申告しなければならない。

(準備調査)

第9条 市町村長(東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。)は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って統計調査員に準備調査を行わせ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)3部を市町村長の定める日までに作成せなければならぬ。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(調査の方法)  
第10条 工業調査は、統計調査員が申告義務者に配布する調査票によつて行う。

2 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

(調査票等の提出)  
第11条 削除

(本規則は、昭和55年工業統計調査に適用されたものであり、現行の規則とは異なる。)

昭和26年12月28日通商産業省令第81号  
最終改正昭和55年9月2日通商産業省令第32号

第13条 市町村長は、市町村(東京都内の区のある地域では区。以下同じ。)内の準備調査名簿及び調査票を整理審査し、準備調査名簿の1部を保存し、準備調査名簿2部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

第14条 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理審査し、調査票については、その写し1部を作成して、準備調査名簿1部及び調査票の写し1部を保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を翌年4月30日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

(調査の指揮監督)

第15条 都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。

2 市町村長は、通商産業大臣及び都道府県知事の指揮監督を受けて調査の執行をつかさどる。

(統計職員)  
第16条 工業調査には、統計法第10条第3項ただし書の規定により、同条第1項及び第2項に規定する者以外の者を従事させることができる。

ただし、租税の賦課及び徴収に従事する者は、除かなければならない。  
(工業統計調査指導員及び工業統計調査員)

第17条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の規定に基づき統計調査員である工業統計調査指導員(以下「工業調査指導員」という。)及び工業統計調査員(以下「工業調査員」という。)を置く。

2 工業調査指導員及び工業調査員は、都道府県知事が任命する。

3 工業調査指導員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査員を指導する。

4 工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査に関する事務に従事する。

第18条 都道府県知事は、工業調査指導員又は工業調査員が統計法に違反し、任務を怠りその他不都合の行為があったときは、解任することができます。  
(実地調査)

第19条 工業調査に従事する統計官、統計主事、第16条に規定する者、工業調査指導員及び工業調査員は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、次に掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には職務を示す証票を示さなければならない。

1 現金給与総額  
2 原材料及び燃料使用額  
3 原材料及び燃料在庫額並びに半製品及び仕掛品額

4 電力使用額  
5 委託生産費

6 製造品並びにくず及び廃物出荷額

7 製造品在庫額

8 原材料及び燃料在庫額

9 原材料、電力の使用額及び委託生産費

10 加工費及び修理料収入額

11 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減

12 敷地面積及び建築面積

13 工業用水使用量

(調査票等の保存期間)

第20条 通商産業大臣は、調査票を審査集計して、集計完了の際公表する。  
(調査票の使用)

第21条 通商産業大臣、都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を次に掲げる調査事項に限って、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

1 事業所名  
2 事業所所在地

3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資額

4 本社又は本店所在地  
5 経営組織  
6 従業者数  
7 主要製品名

2 都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

(調査票等の保存期間)

第22条 市町村長の保存する準備調査名簿並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3年とする。

2 調査票及び集計表を収録した磁気テープの保存期間は、5年とする。

附則(抄)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 昭和25年工業セシサス規則(昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 旧規則の規定による準備調査名簿および調査票は、それぞれの省令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし、その保存について、なお從前の例による。

4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

17 工業用地及び工業用水

ア 営業所の面積及び

イ 用地の取扱面積(年間)

(単位平方メートル)

区 分



昭和 55 年  
工 業 統 計 表 品 目 編

昭和 57 年 6 月 21 日 印 刷  
昭和 57 年 6 月 30 日 発 行

編集者 通商産業大臣官房調査統計部  
東京都千代田区霞が関 1 の 3 の 1  
電話 03 (501) 1511

印 刷 大 蔵 省 印 刷 局  
東京都港区虎ノ門 2-2-4  
電話 03 (582) 4411